



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号外
第18号

目次

監査委員

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表..... 1

監査委員

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から令和2年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4（2022）年3月31日

栃木県監査委員	岩崎	信
同	中島	宏
同	鎌形	俊之
同	平野	博章

行I第462号
令和4（2022）年3月14日

栃木県監査委員	岩崎	信	様
同	中島	宏	様
同	鎌形	俊之	様
同	平野	博章	様

栃木県知事 福田 富一

令和2年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況

自然災害対策に係る事務の執行及び事業の管理について

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第1章	1	災害対策費一災害応急対策体制の整備事業	(1) 栃木県地域防災計画の実効性の確保について	意見	栃木県地域防災計画が実効性のあるものとなるように、市町との連携を強化してスピード感を持って対応を進めることが望まれる。	令和元年東日本台風の検証結果を踏まえ、速やかに地域防災計画を改定したところであり、引き継ぎ、市町との情報共有を図りながら連携強化に努め、適切な災害対応を実施していく。	危機管理課
第1章	2-1	地域報蔵力強化事業一自主防災リーダー養成事業	(1) 研修参加者の所属地域について	意見	自主防災組織リーダーの育成研修会の対象者が県内全域からまんべんなく参加できていない。参加者がいない市町については、各市町とも連携して原因や対策について協議し、県内の地域にまんべんなく研修がいきどどいていくかを評価することが望まれる。	当研修会の開催の際には、各市町を通じて受講希望者を募るとともに、開催場所を、県北、県東、県南の3か所設けるなど、県内の各地域における希望者がまんべんなく受講できるように配慮しているが、より参加しやすいよう努めていく。	消防防災課
第1章	2-1	地域報蔵力強化事業一自主防災リーダー養成事業	(2) 重要業績指標について	指摘事項	指標の実績が災害時に有効に機能する組織の整備状況を適切に表しているかについて疑義があるため、自主防災組織世帯カバレッジ率の実態を把握するとともに、重要業績指標のありかたを検討する必要がある。	令和2年度の次期国土強靱化地域計画の策定過程において、自主防災組織の活動実態をより適切に表す指標の検討を行い、従前の「自主防災組織世帯カバレッジ率」から「自主防災組織の平均訓練回数」に指標の見直しを行った。	消防防災課
第1章	2-5	地域防災力強化推進事業一地域防災実践力向上事業	(1) 事業実施状況の把握について	意見	各消防団対象者の参加率などの詳細な参加状況や研修のアプローチ結果など実績報告で求めるなど、研修をより充実させるために実績報告の内容を検討することが望まれる。	当該事業は令和元年度で終了となっているが、今後、類似事業を実施する際は、アンケートを実施するなど、研修のより一層の充実が図れるよう対応に努める。	消防防災課
第1章	4	災害救助費一災害時広域応援関係経費	(1) 派遣元へ支弁する経費の確認について	意見	必要経費と求償金額に差異がでないよう、支弁する経費に係る証拠の取扱いについて、関係各所で認識の共有が必要である。	御意見を踏まえ、費用支弁及び求償の際に確認する証拠の取扱いについては、関係機関が参加する会議等において認識の共有を図っていく。	医療政策課
第1章	5	耐震改修促進事業費一耐震改修促進事業費	(1) 目標を達成するための施策について	意見	民間住宅の耐震化促進にあたり目標に見合った施策となっていない。現在の目標値達成を目指すのであれば、これまでの取組を見直し、新たな施策を検討する必要がある。	新たに策定した令和3年度から令和7年度までの計画期間とする建築物耐震改修促進計画(三期計画)に基づき、民間住宅の耐震化促進に取り組みしており、令和3年度からは民間住宅耐震診断の助成額を増額するなど、取組の充実を図った。	建築課

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第1章	5	耐震改修促進事業 費一耐震改修促進 事業費	(2)ブロック塀等 除去の助成につい て	意見	県内の危険なブロック塀等の除去にあたり、よ り市町との連携を深めていくことが望まれる。	全ての市町で事業が進められるよう、引き続き建 築物耐震改修促進連絡協議会等の場を通じて働きか けていく。(令和3年度実施市町:14市町)	建築課
第1章	6	災害対応中長期心 援職員受入事業一 災害対応中長期心 援職員受入事業	(1)災害復旧に必 要な人員の確保	意見	大規模な災害において、災害復旧等に必要なる人 員を迅速に確保できるような体制の整備が望まれ る。	御意見を踏まえ、大規模災害発生時には、全国知 事会への応援要請のほか、人員を必要としている所 属への異動や兼務等の柔軟な人事配置等により、災 害復旧等に必要なる体制を確保していく。	人事課
第1章	8	県立学校施設等改 修費	(1)大規模災害時 における復旧工事 の執行体制につい て	意見	予定価格が1億円弱の工事が、指名競争入札で 発注され、工事着工後、現地調査等の結果をうけ て、約1億5千万円に契約変更がなされている。 災害復旧工事において、設計を含めた工事の執 行を適切にできるような体制となっているか見直 す必要がある。	御意見を踏まえ、適切な工事の設計が行える体制 を検討していく。	施設課
第2章	11	被災住宅再建等支 援事業費	(1)制度の周知方 法について	意見	実績が少ないことに鑑み、本制度の利用者に向 けたより効果的な周知方法を検討すべきである。	過年度より、市町や金融機関に対し本制度の周知 を行い、利用の促進を図ってきたところであるが、 御意見を踏まえ、引き続きより効果的な周知に努 め、利用促進を図っていく。	住宅課
第2章	11	被災住宅再建等支 援事業費	(2)事業費実績に ついて	意見	令和元年度の予算額(補正予算)は、罹災証明 書の交付状況に基づき、想定した申請件数に対 する予算を計上していたが、予算額と事業費実績 との間に大きな乖離が見られる。	過年度より、市町や金融機関に対し本制度の周知 を行い、利用の促進を図ってきたところであるが、 御意見を踏まえ、引き続きより効果的な周知に努 め、利用促進を図ることにより予算額と事業費実績との 乖離が小さくなるよう努めていく。	住宅課
第2章	12-2	災害救助費(応急 仮設住宅の供与) 一豪雨関係経費 (R1)、その他経 費(R2)、災害救 助費(会計年度任 用職員費)(R2)	(1)取組の課題や 対策について	意見	「取組の課題」や「課題に対する対策」につい て「なし」とされているが、例えば2年間の定期 建物賃貸借契約後における入居者への説明方法が 十分に検討されていないなどの課題等があるはず であり、その他改善点の有無などを含め具体的に 検討されるべきである。	2年間の定期建物賃貸借契約後の対応について は、契約書に明記した上で、口頭でも説明してい る。更に通知等を発送し周知を徹底している。引き 続き、課題の把握と制度の円滑な運用に努めてい く。	危機管理課 住宅課
第3章	14	北那須水道用水供 給事業・鬼怒水道 用水供給事業一災 害備蓄用水製造業 務委託	(1)製造委託が購 入の判断について	意見	災害発生時に飲料水として提供する目的である ならば、県営水道の水道水を用いる必要はない。 現在の事業の目的に基づき、製造委託ではなくコ ストの低い購入に切り替える必要があると考 える。	今後の調達に当たっては、コスト意識を持って製 造委託又は購入のいずれかかを判断することとした。	水道課

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第3章	17	社会福祉施設等災害復旧事業費	(1)県税の未納確認について	意見	交付申請の要件である県税が未納でないことを口頭ではなく関係書類で確認すべきである。	御意見を踏まえ、納税を証明できる書類あるいは宣誓書の提出を求めることを検討する。	保健福祉課 高齢対策課 障害福祉課 子ども政策課
第3章	17	社会福祉施設等災害復旧事業費	(2)補助事業等により取得した財産等の管理、処分について	意見	補助事業等により取得した財産等につき、知事の承認を受けずに譲渡等を行っていないかの確認を行う必要がある。	御意見を踏まえ、仕入控除税額の報告時や各種補助金の案内時に周知を図っていく。	保健福祉課 高齢対策課 障害福祉課 子ども政策課
第3章	18	介護基盤整備等事業(開設準備経費助成事業)	(1)市が実施した手続の検証について	意見	市が実施した補助金交付の手続について、補助金を負担する県側ではまとめの一覧表等のみの確認にとどめず重要な確認項目については資料を手すするなどして詳細な手続を実施することが望まれる。	御意見を踏まえ、実支出額等重要な確認項目については資料を求めめることを検討する。	高齢対策課
第3章	18	介護基盤整備等事業(開設準備経費助成事業)	(2)補助事業等により取得した財産等の管理、処分について	意見	補助事業等により取得した財産等につき、知事の承認を受けずに譲渡等を行っていないかの確認を行う必要がある。	御意見を踏まえ、仕入控除税額の報告時や各種補助金の案内時に周知を図っていく。	高齢対策課
第3章	19	災害感染症予防対策事業	(1)消毒対象家屋の定義について	意見	補助金交付要件Q&Aに「当該家屋を管理する者に消毒の能力がない場合」と記載しているのであるから、消毒の能力の有無の定義を明確にすべきである。	災害時においては感染症発生及びまん延防止のため迅速な消毒が求められるところである。感染症法27条に基づき、病原体に汚染された疑いのある場所を管理する世帯主等が消毒の実施主体であるが、迅速な対応が必要なため、市町村に消毒するよう指示するものである。「消毒の能力がない場合」とは、単に経済的に能力がないことを指すのではなく、被災家屋数や被災者の負担、地域における消毒能力などを総合的に勘察し、行政の支援がなければ、迅速に消毒を行うことができない状況を想定している。御意見を踏まえ、補助金交付要件領改正時に分かりやすい記載に修正する。	感染症対策課

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第5章	25-1	防災行政ネットワーク費用機器の保守修繕	(1)重要業績指標である「防災メールの登録者数」について	意見	情報チャネルが多様化している現状を踏まえた情報発信方法と目標の設定の検討が必要である。	防災情報の発信方法について、SNSの普及を踏まえツイッター及び県公式LINEを用いた情報発信を実施している。 令和3年度からは、県公式LINEにチャットボットを導入し、災害への事前の備えについて普及啓発を強化したところであり、重要業績評価指標についても「防災メールの登録者」から、SNSの普及を踏まえ「県公式LINEの登録者数」へ変更した。	危機管理課
第5章	25-1	防災行政ネットワーク費用機器の保守修繕	(2)システムの仕様と運用について	意見	システム導入又は更新の際には、システムが様々な災害規模を想定したうえで効率的に機能するかを、十分に確認する必要がある。	システムの導入・更新を行う際は、これまでの災害対応の検証結果から災害規模や使用場面を想定し、効果的な対応が実施できるよう、あらかじめ十分な検討を行う。 既に導入されたシステムについても、これまでの災害対応の検証結果から、運用方法を適宜見直し、操作訓練等により内部の運用の習熟を図っている。	危機管理課
第5章	25-7	危機管理センター運営管理運営経費	(1)事業の管理方法について	意見	実質的に同じ事業の一部分が別の事業として管理されているため、これらの事業をまとめる編成をすることで、事務効率向上のどのメリットがあるか、編成を検討する必要がある。	引き続き、事業の編成について検討していく。	危機管理課
第5章	25-7	危機管理センター運営管理運営経費	(2)通信費について	意見	防災行政ネットワークは災害時に備えるために継続的にネットワーク回線を維持しなければならないが、平時でもある程度の維持費用がかかるのはやむを得ないが、平時に通信コストが削減できるかの検討が望まれる。	ネットワーク回線については、災害の状況に応じた有効な通信手段を保ちつつ、平時の通信コストが削減されるよう、引き続き、検討していく。	危機管理課
第5章	26	県ホームページ閲覧延対策	(1)防災を意識した視点	意見	アクセス集中によるホームページ閲覧遅延の問題は、以前より認識されていたが、災害が発生したことで、閲覧遅延がより大きな問題とされ、対応が見直された。なんらかの問題が生じた場合に、防災に関する課題が潜んでいないか、幅広い分野において防災を意識した視点での問題への取組が必要である。	御意見を踏まえ、問題が生じた場合には、潜在的な課題も含めて優先順位等を考慮しながら対応するよう努めていく。	行政改革ICT推進課
第6章	29	元年発生農業用施設災害復旧事業費	(1)大規模災害の経験が少ない一部市町への体制整備について	意見	大規模災害の経験が少ない一部市町への体制整備や支援に向けた準備が不十分であった。 新たに作成したマニュアルを活用し、迅速かつ的確に対応できる体制を構築し、市町や関係団体への支援を図られたい。	御意見を踏まえ、梅雨期及び台風期前にマニュアルを活用した研修会を開催するなど、今後とも市町の体制整備の支援に努めていく。	農地整備課

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第6章	33	水田農業構造改革推進事業一被災農家等営農再開緊急対策事業	(1) 農業者に対する収入保険等に関する目標値設定について	意見	要件を充足しない場合には支援金返還という強い措置を伴う事業であることから、その要件の1つである収入保険等加入に関する周知方法も徹底されるべきである。 農業者に対する収入保険等に関する目標値設定に、独自の工夫を設けられたい。	農業団体とともに、重点地域や重点品目において収入保険の加入を促進し、令和2年度の加入実績では前年比約150%と増加しており、今後も関係団体と連携し収入保険の加入を促進していく。	生産振興課
第7章	36	治山事業費	(2) 施工方法の選択について	意見	平成27年の関東・東北豪雨災害における施設災の中で、複数年の計画で施工中の箇所において完了した施設が被災した事例があり、工事計画の再検討が求められる。	御意見を踏まえ、複数年にわたる工事では、再被災の危険性を考慮に入れた箇所全体の一体的な施工方法を検討し、工法と事業費の両面から最適な計画を策定していく。	森林整備課
第7章	37	県単治山事業一県単治山事業	(1) 治山施設の経年劣化について	意見	治山施設は、健全な状態の森林を回復・維持することを目的とするが、施設の損傷が森林回復前に発生してしまう事例があり、その原因分析が必要である。	御意見を踏まえ、治山施設における損傷事例の原因を詳細に分析し、今後の施設設計や長寿命化対策等に反映していく。	森林整備課
第7章	38-2	農村地域防災減災事業一震災対策農業水利施設整備事業	(2) ため池決壊の要因について	意見	当事業において作成したため池決壊によるハザードマップは、単独災害を想定しているが、豪雨による決壊では河川氾濫等による複合災害が予想されるため、最悪事態の設定をより現実化する必要がある。	御意見を踏まえ、最悪の事態を想定した氾濫解析やマップの作成方法等を研究していく。	農地整備課
第7章	40-3-4	河川調査費(河川改修調査費)一河川調査費(水防意識社会再構築事業費)	(1) 浸水想定区域図作成について	意見	河川氾濫による浸水想定区域図の前提条件に、他部署において実施されているため池の決壊によるハザードマップ作成支援の事業が加味されていない。複合的な災害要因として考慮すべきか否か検討すべき事項と考えられるが、そのような調整過程は確認できなかった。	洪水浸水想定区域図は、河川氾濫のみを対象事象としているが、市町がハザードマップを作成する際、必要に応じてため池等の浸水想定区域を重ね合わせることで、想定される複合災害へ対応することとし、市町に周知している。	河川課
第7章	42-1	ダム施設保全事業費(補助)一ダム施設保全事業費(補助)(経済対策分)	(3) 亀裂の原因調査について	意見	修繕工事が必要となった原因究明に関して、今回の修繕工事においては十分な調査・工法選定が行われていたが、建設当時の調査・工法選定について今日的視点による評価がされていないため、明確な事例として引継ぎがされていない。	修繕工事の実施については、建設時における設計の考え方等についても参考により、十分な調査・工法検討を実施しているところであり、引き続き適切な施工に努めていく。	砂防木資源課

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第7章	45-1	砂防施設づくり事業費(補助)一砂防施設づくり事業費(補助)(経済対策分)	(1)事業休止について	指摘事項	事業休止の砂防施設について工事が10年以上再開されていない箇所があり、土砂災害の危険が存在し続けている。土砂災害等の危険性が高く事業の優先度が高いと判断された箇所である。解決策を積極的に検討しなければならぬが、従前のままである。	指摘内容を踏まえ、土砂災害のおそれのある地域における地籍調査事業の推進について、関係市町宛て書面で依頼するなど、事業再開に向けた解決に取り組んでいる。	砂防水源課
第7章	46	宅地耐震化促進事業費(補助)一宅地耐震化促進事業費(補助)	(1)大規模盛土造成地の安全性確保に対する課題について	意見	大規模盛土造成地の安全性確保について、将来的に対策を検討しなければならぬ造成地が考えられる。行政には、地権者への適切な情報提供が求められる。	御意見を踏まえ、事業実施に当たり引き続き市町宅地防災部局に対し、地権者へ丁寧な説明を行うよう依頼するとともに、必要な技術的支援を行うっていく。	住宅課
第7章	47	総合交通政策事業費(補助)一総合交通政策事業費(補助)	(1)事業実現のための取組について	意見	事業実現のための機が熟したと判断し、現実の大規模な災害発生を受けて決定されている。道路行政における道路整備の優先順位が、利便性、安全性、効率性、費用対効果等のどの要因から決定されるのか明確な指針がない。	国道121号においては、川治地区における直轄権限代行事業の導入について、平成26年度から国に対して要望をしてきたところであり、その結果事業採択に至ったものである。	交通政策課
第7章	48	道路保全事業(県単)11月補正一道路保全事業(県単)11月補正	(2)橋梁の耐性評価について	意見	橋梁の洪水に対する耐性評価は、現在実施されていない。特に橋脚の脆弱性に対する補強対策が今後の課題である。	洪水に対する橋脚の補強対策については、現在、様々な研究、検討が進められていることから、御意見を踏まえ、国の施策等を注視していく。	道路保全課
第7章	49	元年災害復旧事業費(工事費)一元元年災害復旧事業費(工事費)	(1)復旧河川工事について	意見	河川の復旧工事は、昨今の豪雨では効果が限定的であり、抜本的な氾濫対策が必要となっている。	災害復旧事業は原形復旧が原則であるが、被害が甚大な箇所については、改良復旧事業を導入して再度災害防止を図っている。また、近年の頻発・激甚化する水災害を軽減させるため、「栃木県流域治水プロジェクト」を策定し、河川管理者による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組んでいく。	河川課
第7章	53	県単治山事業一県単治山事業	(1)他県職員の災害派遣受入について	意見	他県職員の災害派遣受入に関して、どのような観点から評価を行うのか、また、問題点をくみ上げる仕組が必要である。	御意見を踏まえ、他部局と過去の災害派遣受入結果などの情報共有を行い、今後同様の事例が生じた場合に「必要な時に必要な人」を確保できるよう努めていく。	森林整備課

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第8章	55	危機管理費一避難対策等強化事業費	(1)栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標との関連付けについて	意見	栃木県国土強靱化地域計画で掲げた重要業績指標の目標値を達成する手段の一つとして、防災訓練への参加をより多くの県民に促すため、本事業で作成したリーフレットの活用を検討する必要がある。	令和3年度作成したリーフレットに防災訓練への参加を呼びかける内容を追記した。なお、本リーフレットは、令和2年度同様に自治会や新聞折込みを通じて県内各世帯に配布している。	危機管理課
第8章	57	女性活躍応援事業一女性活躍応援連携事業(1)	(1)フォーラムの開催回数について	意見	県民に広く避難所での男女共同参画の意識を持ってもらうためには、県内各地で同様のフォーラムを実施する必要がある。県内各地で複数回実施できるよりに事業規模の拡大を検討する必要がある。	男女共同参画の視点からの防災を県内で広めるため、令和3年度は、男女共同参画スキルアップ講座として、栃木市において防災講座を開催した。また、上三川町において消防防災課主催で実施された栃木県自主防災組織リーダー育成研修会においても、女性視点の防災対策や避難所設置等に関する講義が行われた。今後も御意見を踏まえ、県内各地において防災における男女共同参画の意識醸成に努めていく。	人権・青少年男女参画課
第8章	58	国際化推進事業一外国人材活用強化・多言語避難カード作成・配布業務)	(1)災害発生時の情報伝達手段について	意見	在住外国人が適時に情報収集して避難行動をできるよりに、在住外国人と接する機会の多い市町等との連携を強化するとともに、在住外国人が簡単にアクセスできるSNSの県公式アカウントなどの伝達手段の整備を検討する必要がある。	災害時に県や市町等の情報を発信する「外国人キーパーソン」を活用し、災害時における在住外国人に対し、多言語による情報提供を行っている。また、県公式LINEを活用して行う防災情報の発信において、防災関係リンク集の中に県国際交流協会HPへのリンクを貼り、災害時、在住外国人が最新の情報にアクセスできるようにしており、引き続き周知に努めていく。	国際課
第8章	61	被災高齢者把握事業一被災高齢者把握事業	(1)市町担当者の経験の共有について	意見	今後の災害発生時における障害者支援に役立てるため、被災市町の取組状況の共有等により、市町に支援対策策定への働きかけや対策に対する助言を行うことが必要である。	御意見を踏まえ、障害者保健福祉圏域調整会議等において、各市町の災害時支援対策等について共有し、必要に応じて助言を行っていく。	障害福祉課
第8章	62	賦課徴収費(県税徴収費)一その他	(1)地域防災計画(又は国土強靱化計画)への寄附金受入のメニュー化について	意見	寄附金の受入れによる災害支援は互助・共助による支え合いと考えられるとともに、災害復興の財源としても重要と考えられるため、寄附金受入に関する事項を地域防災計画に盛り込むことを検討する必要がある。	令和3年度に改正する地域防災計画に、寄附金受入に関する事項を記載することとした。	税務課
第8章	62	賦課徴収費(県税徴収費)一その他	(2)収納事務の委託について	意見	民間のノウハウを活用しての事務の効率化や経費削減のために、ふるさと納税の収納事務等について外部委託を検討する必要がある。	収納事務で外部委託のできる業務はすでに外部委託している。調定事務については、指定代理納付によるものは寄附者ごとの調定から寄附月ごとの調定へ変更し、事務を省力化した。	税務課

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第8章	62	賦課徴収費(県税徴収費)一その他	(3)利用ポータルサイトの拡大について	意見	ふるさと納税は、災害復興のための重要な財源であると考えられる。寄附金を広く募るために利用するポータルサイト数を増やすことを検討する余地はあると考える。	ポータルサイト利用は、収納事務も併せての契約となる。収納事務の契約内容により県が業務委託することが困難な事業者もあり、現状ではポータルサイト数の増は難しい。各事業者の契約内容などの情報収集を行っていく。	税務課
第8章	67	栃木県被災児童生徒就学支援等事業(東日本大震災対応分)一被災児童生徒就学支援等事業	(1)検査の実施について	意見	国への交付申請のために市町から実績報告を受けているが、報告の正確性についての検査を行っていない。交付決定の取り消しを受けた場合には加算金も徴収されることから、市町からの実績報告について検査の実施を検討する必要がある。	令和3年度から、複数の市町を抽出して以下の書類を確認し、実績報告の内容の正確性を検査することとした。 ①本補助金の対象者であることの要件確認書類 ②補助金支出の根拠書類	義務教育課
第8章	68	栃木県被災児童生徒就学支援等事業(大規模災害対応分)一被災児童生徒就学支援等事業	(1)検査の実施について	意見	国への交付申請のために市町から実績報告を受けているが、報告の正確性についての検査を行っていない。交付決定の取り消しを受けた場合には加算金も徴収されることから、市町からの実績報告について検査の実施を検討する必要がある。	事業の実施がある年度は、複数の市町を抽出して以下の書類を確認し、実績報告の内容の正確性を検査することとした。 ①本補助金の対象者であることの要件確認書類 ②補助金支出の根拠書類	義務教育課
第8章	74	減免(県税条例に基づき制度への対応)	(1)減免申請の周知方法について	意見	減免に係る取扱いについては、媒体を通じた広報だけではなく、税務署主催の説明会に県職員を派遣するなどして被災者に広く丁寧に周知する必要がある。	大規模災害の発生時における県税の減免制度の周知方法については、これまで実施してきたホームページへの掲載やパンフレットの配備・配布に加え、SNSでの発信や税務署主催の説明会等において県職員が直接説明を行うなど、被災者に広く丁寧な周知を図っていく。	税務課
第8章	75	被災高齢者・障害者把握事業	(1)事業の常設化について	意見	大規模災害発生に備えて、平時におけるとちぎケアマネジャー協会での研修や、市町担当者を対象とした研修会、関係団体との連携を図るための連絡会議の開催等を目的として本事業の常設化を検討する必要がある。	御意見を踏まえ、今後とも、災害に関する知識を有した専門人員の育成や確保について、職能団体及び市町において研修会等を開催し、その資質向上に努めていく。	高齢対策課
第9章	78	障害者福祉施設整備助成費一耐震化等整備	一	意見	国が主導し耐震化を進めている趣旨に鑑み、耐震化が未定の施設の耐震化を促進する必要がある。	事業者の意向を踏まえ、国の補助金の活用等を検討していく。	障害福祉課
第9章	79	幼稚園耐震化事業	一	意見	国が主導し耐震化を進めている趣旨に鑑み、耐震化工事又は建替えが未定の施設の耐震化を促進する必要がある。	御意見を踏まえ、引き続き、耐震化が進んでいない園に対して、国庫補助制度の周知を行っていく。	こども政策課

章	事業No	事業名	項目	分類	監査結果	措置状況(回答)	所属
第9章	80-2	農業用ハウス強化緊急対策事業一既存農業用ハウスの被害防止対策	(1)予算と実績の乖離について	意見	<p>事業費実績が予算額を大幅に下回っており有効に活用されていない。 農協、市町及びびび農業関係者に対し、より多くの農業者を活用してもらえる方法を検討する必要があると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、県内資材メーカー等の協力を得ながら、ビニールハウス関連事業者への周知を図った。また、農業者等への事業PRは、農業者が参加しやすいよう農業振興事務所単位で開催したハウス補強研修会で実施(令和2年度：計8回)した。併せて、農協・市町・共済組合等の協力のもと、関係機関の広報紙などを活用し事業の周知を図った。 引き続き、農業用ハウスの事前点検の実施について、栽培講習会等を活用しながら指導するとともに、様々な機会を通じて被害防止対策の徹底を図っていく。</p>	生産振興課